

(表24) 一部の指示及び金額が未計上であるもの

契約 指示 番号	指示日	指示期限	指示金額	完了内訳書に 記載すべき作業	未払金額
	指示内容(状況)				
17	令和3.6.3	令和3.6.15	975,560	浸透ます設置（一部の簡 所にアスファルト舗装に 替えて砕石を敷設してい る。）	1,020
	ホリ整地工、アスコン防護処理工、小型バック ホリ運搬費、用地管理柵設置工、既設柵再設置 工、特殊製品組合せ費（硬質強化ビニル管）、 普通作業員（硬質強化ビニル管設置費）、交通 誘導警備員費 （防護舗装、管理柵設置、硬質強化ビニル管に よる排水の確保の設置）				
24	令和3.6.22	令和3.6.30	207,650	撤去する柵の基礎プロ ック部分の舗装の撤削、基 礎プロック撤去後の埋戻 し、これらの作業費	12,998
	既設管理柵撤去、用地管理柵設置工、交通誘導 警備員費 （管理上の必要性から既設柵の一部を撤去しそ の位置を変更するもの）				
40	令和3.8.18	令和3.8.31	345,390	撤去する柵の基礎部分の 舗装版切削・掘削、舗装 復旧、これらの作業費	21,086
	用地管理柵設置工（用地取得の進捗により舗装 位置を変更するもの）				
20	令和3.6.16	令和3.7.15	1,519,363	門扉新設部分について既 設舗装版の切削及び舗装 復旧、柵の新設及び位置 変更について既設舗装版 の切削及び舗装復旧、こ れらの作業費	59,769
	舗装版切削（防護舗装部分のみ計上）、門扉設 置工、用地管理柵設置工、アスコン防護処理 工、交通誘導警備員費、運搬費 （用地取得の進捗により事業地の形状が変わ り、防護舗装の追加、門扉の設置、柵の新設及 び位置を変更するもの）				
合計			94,873		

(単位：円)

カ 必要性を精査し適正に指示を行うべきもの

道路管理部では、都民からの苦情に基づき、現場成形型の視覚障害者誘導用プロックが経年劣
化により滑り抵抗値が減少して滑りやすくなることを把握したため、令和元年度に土木技術支
援・人材育成センターで対策を検討した上で、各建設事務所に調査を指示し、各所では令和2年
度までに各工区の視覚障害者誘導用プロックの設置状況を調査している。
南多摩東部建設事務所多摩工区について、所は、表25の調査委託により、令和3年2月に
管内の視覚障害者誘導用プロックの設置状況を把握している。
ところで、所は、道路橋梁維持工事（多摩その1）単価契約（契約の概要は表26のとおり）
により、表27のとおり、点字プロックの調査を行っている。
そこで、表27の指示工事における調査結果と表25の委託による調査結果とを比較したとこ
ろ、指示工事による調査結果は、委託によって把握できるものであり、単価契約工事による調査
は必要なかったと認められる。
この結果、指示工事金額16万3,808円が不経済支出となっている。

単価契約工事は、その指示に当たり、予算管理担当や契約担当のチェックを受けず、工区の判
断で施工できるものであるため、所は、必要性を精査し適正に指示を行われない。
(建設局)

(表25) 令和2年度視覚障害者誘導用プロック等設置状況調査委託契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額
視覚障害者誘導用プロック等設置状況調査委託	令和2.11.28～令和3.2.24	2,739,000

(表26) 契約の概要

契約件名	契約期間	発注限度額
道路橋梁維持工事(多摩その1)単価契約	令和3.4.1～令和3.10.31	52,000,000

(表27) 点字調査工に係る指示工事の概要

指示番号	施工概要	施工場所	指示年月日	指示期限	金額
1	点字調査工	多摩工区内	令和3.4.1	令和3.4.15	163,808

キ 管理対象を適正に把握すべきもの

第四建設事務所は、表28のとおり、事業地管理工事（その1）単価契約により、事業地の舗
装や柵の設置等を実施している。
所は、表29及び図1のとおり、指示番号16の指示工事により事業地の舗装を修理している。
しかしながら、舗装を実施した部分に私有地1.8㎡が含まれており、当該部分について所が
舗装することは適正でない。
その結果、1万1,784円が不経済支出となっている。
所は、事業地管理の管理対象を適正に把握されたい。

(建設局)

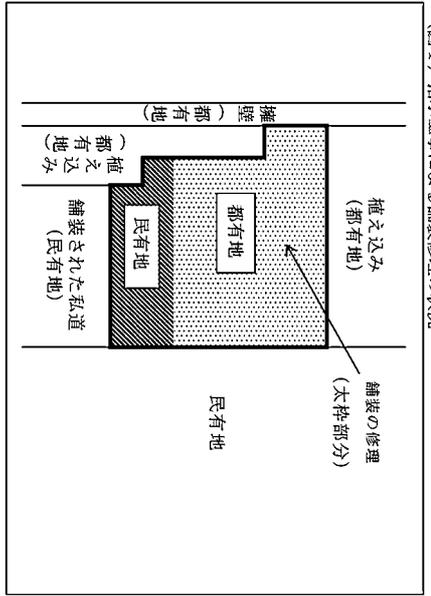
(表28) 契約の概要

契約件名	契約期間	発注限度額
事業地管理工事(その1)単価契約	令和3.4.1～令和4.3.31	122,500,000

(表29) 指示工事の概要

指示番号	指示日	指示期限	金額	内容
16	令和3.6.1	令和3.6.15	181,950	劣化した舗装版撤去、舗装修理、管理柵設置工事

(図1) 指示工事による舗装修理の状況



(提出)

(4) 報告書の申し送り事項を漏れなく記載するよう指示すべきもの

北多摩北部建設事務所は、表30及び図2のとおり、西武鉄道西武国分寺線の下を都道国分寺3・2・8号線がアンダーパスで立体交差する部分の擁壁について、左側JL8からJL13及び右側JR8・JR9の詳細修正設計を委託している。

ところで、「防護柵の設置基準」(平成16年3月31日付国土交通省道路局長通達)では、車両衝突時における乗員の頭部の安全性を確保できる構造とする必要があるため、車両用防護柵の路面から防護柵上端までの高さは、原則として0.6m以上1.0m以下とするとしている。そこで、修正設計に係る委託報告書を見たところ、左側側道について、都と民地側地権者との協議により、路面を低くするよう変更しているために、擁壁天端(てんば。注1)と路面の差が広がり、擁壁U5からJL9まで、路面から擁壁の上部に設置する壁高欄(かべこうらん。注2)の上端までの高さが、設置基準を超え、最大1.21mとなっているが、この修正設計では擁壁の高さを修正せず、将来の道路設計の際に対応する方針であると記載されている。

このような将来の設計において対応すべき事項については、表31のように、所の指示に基づき報告書に申し送り事項として記載する必要がある。

しかしながら、擁壁U5からJL9までの高さ調整の必要性については、道路設計において確実に対応する必要があるにもかかわらず、申し送り事項に記載されていない。

道路設計は今後実施される見込みであり、その受託者は入れにより選定されることから、道路設計時に適切に対応しなければならぬ事項については、確実に伝達されなければならない。所が受託者に対し申し送り事項に記載するよう指示していないのは適切でない。所は、報告書の申し送り事項を漏れなく記載するよう、適切に指示されたい。

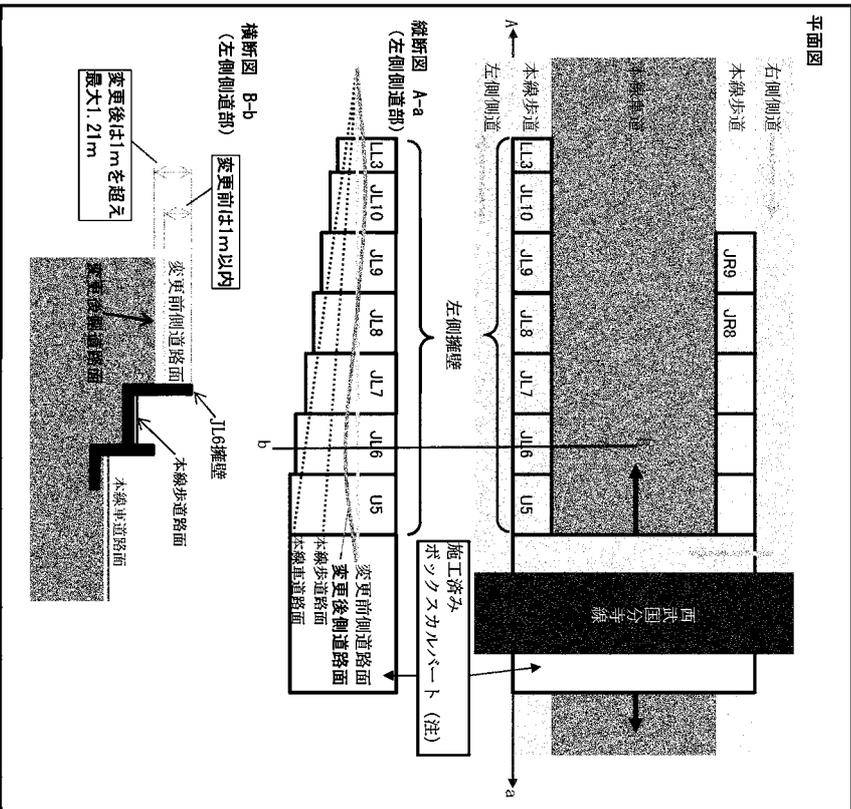
(建設局)
 (注1) 構造物の最頂部
 (注2) 一般用語でいう欄干、橋や縁側の端に設ける柵である高欄の一種であり、鉄筋コンクリート壁式防護柵のこと

(表30) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額
道路擁壁詳細修正設計(3街一國分寺3・2・8)	令和3.5.19~令和3.9.1	1,925,000

(単位：円)

(図2) 立体交差のイメージ



(注) 箱型のコンクリート構造物

(表31) 申し送り事項

PL14からPL16擁壁(図面外)は、計画高を構造高が下回っていることから、今後、擁壁の修正を要する。
 GL2擁壁(図面外)についても計画高を構造高が下回っているほか、追加が必要であることから、今後、擁壁の修正を要する。
 歩道部分の横断勾配は1.0%としているため、排水処理上問題があることから、側溝の設置等を検討する余地がある。

港 湾 局

1 指図書事項

(繰出)

(1) 単価契約工事について

東京港湾事務所は、ふ頭、埋立道路及び臨港道路等を維持管理するため、設計を行った上で競争入札に付する総価契約工事では対応が困難で、即時性があつかつ1件400万円未満の小規模な工事を対象として、単価契約工事を締結している。

単価契約工事は、維持補修に必要な工種を定め、工種ごとに単価により契約しておき、維持補修等が必要となった場合に契約の相手方に施工等を指示(以下「指示工事」という。)し、その出来高により対価を支払うものである。

技術管理を担当する港湾整備部は、単価契約工事実施要領(以下「要領」という。)により、指示工事の範囲、指示、工事内容の確認方法を定めている。

単価契約工事は、予算管理担当や契約担当のチェックを受けずに補修を指示するものであるため、契約の目的に沿わない工事を行っていないかなどについて、表1の契約による指示工事を見たところ、次のとおり、適正でない点が見受けられた。

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	発注限度額
令和3年度臨海トンネルほか道路橋梁維持工事(単価契約)	令和3.4.1～令和4.3.31	29,898,000
令和3年度ラインポーリング及び臨海副都心地区道路橋梁維持工事(単価契約)	令和3.4.1～令和4.3.31	38,500,000
令和3年度ふ頭内通路及びその他補修工事(単価契約)	令和3.4.1～令和4.3.31	62,275,000

ア 単価契約工事の目的に沿った指示工事を行うべきもの

所は、臨海トンネル換気塔の外壁パネル設置工事を、表2のとおり、臨海トンネルほか道路橋梁維持工事(単価契約)の指示番号4及び14の指示工事により施工している。

しかしながら、

(ア) 臨海トンネルほか道路橋梁維持工事(単価契約)において設定している工種を見ると、道路舗装、防護柵・標識等の安全施設、側溝や取付管等の排水施設に係る撤去・新設等については工種を設定しているが、換気塔や電気室、非常設備等、トンネル設備等に係る工種を設定していないこと

(イ) トンネルに係る設備の点検等により必要となった補修工事はその都度、別途契約していること

から、臨海トンネル換気塔の外壁パネル設置工事は、臨海トンネルほか道路橋梁維持工事(単価契約)の目的に沿っていないと認められ適正ではなく、本来、単価契約によらず、総価契約とし

て契約するべきものである。
臨海トンネルほか道路橋りよう維持工事(単価契約)による維持補修の指示は、契約目的に合ったものに限定されたい。

(港務局)

(表2) 指示工事の概要

(単位：円)

指示番号	工事内容	場所	指示年月日	指示期限	金額
4	換気塔外壁パネル設置工事	中央防波堤外側	令和3.4.12	令和3.4.30	2,479,960
14	換気塔外壁パネル設置工事		令和3.7.30	令和3.8.29	3,045,060

イ 単価契約によらず総価契約により実施すべきもの

所は、臨海トンネルほか道路橋梁維持工事(単価契約)及びレインボーブリッジ及び臨海副都心地区道路橋梁維持工事(単価契約)において、表3のとおり工事を行っている。

ところで、単価契約工事は、前述のとおり1件4,000万円未満の小規模な工事を施工することを目的としている。そこで、本来は1件4,000万円以上の工事を複数の指示工事として単価契約工事により施工していないかについて見たところ、以下の状況から、本来は一件の工事として施工すべきものを、単価契約工事により施工するために分割したものと認められ適正でない。

(ア) 臨海トンネル側道の路面補修について

所は、臨海トンネルの城南島側の側道について、表3(ア)のとおり、臨海トンネルほか道路橋梁維持工事(単価契約)の指示番号5、6及び7の3件の指示工事により、路面補修工、区画線設置工、滑り止め舗装工を施工している。

これらの指示工事については、
① 路面補修・区画線設置・滑り止め舗装は、通常一件の工事において発注されるものである
② これらの指示工事は、いずれも令和3年4月10日に指示されており、指示期限も連続して施工することを前提に設定されている
といった状況となっている。

(イ) 東京湾岸アウター南側の舗装補修工について

所は、臨海道路東京湾岸アウター南側について、表3(イ)のとおり、レインボーブリッジ及び臨海副都心地区道路橋梁維持工事(単価契約)の指示番号4及び5の2件の指示工事により、路面補修工を施工している。

これらの指示工事については、
① 施工場所が臨海道路東京湾岸アウター南側の同一区間である
② 工事写真を見ると、指示工事番号4及び5ともに施工日が令和3年9月19日である
といった状況となっている。

(ウ) レインボーブリッジ側道の舗装補修工について

所は、臨海道路レインボーブリッジ側道について、表3(ウ)のとおり、レインボーブリッジ及び臨海副都心地区道路橋梁維持工事(単価契約)の指示番号17、18及び19の3件の指示工事により、路面補修工及び滑り止め舗装工を施工している。

これらの指示工事については、

- ① 路面補修・滑り止め舗装は、通常一件の工事において発注されるものである
- ② 施工場所が、指示工事番号17及び18は同一場所である
- ③ 指示工事番号19は17及び18の隣接箇所である
- ④ 指示工事番号17及び18は令和3年12月13日、19は同月17日と指示年月日がいずれも連続しており、指示期限も連続して施工することを前提に設定されている
といった状況となっている。

所は、これらの工事について、単価契約によらず、1件の工事請負契約として総価契約により実施されたい。

(港務局)

(表3) 臨海トンネルほか道路橋梁維持工事(単価契約)、レインボーブリッジ及び臨海副都心地区道路橋梁維持工事(単価契約)に係る指示工事一覧 (単位：円)

指示番号	工事内容	場所	指示年月日	指示期限	金額
(ア) 臨海トンネル側道					
5	路面補修工	臨海トンネル(城南島側)側道の同一箇所	令和3.4.10	令和3.5.10	2,041,656
6	区画線設置工		令和3.4.10	令和3.5.10	983,556
7	滑り止め舗装工		令和3.4.10	令和3.5.24	2,874,790
計					5,900,002
(イ) 東京湾岸アウター南側					
4	舗装補修工	下り走行車線	令和3.6.17	令和3.9.20	2,398,850
5	舗装補修工	下り追い越し車線	令和3.7.5	令和3.9.30	2,398,850
計					4,797,700
(ウ) レインボーブリッジ側道					
17	舗装補修工	同一箇所	令和3.12.13	令和4.2.22	2,197,987
18	滑り止め舗装工		令和3.12.13	令和4.2.22	2,446,176
19	舗装補修工		令和3.12.17	令和4.3.28	2,199,832
計					6,843,995

ろ 特殊製品組合せ費等について
単価契約工事の工種の設定について見ると、維持補修に必要な材料が極めて多種にわたり、全ての材料については単価を定めることができている。

このため、技術管理を担当する港湾整備部は、要領により、積算基準を準用し、工種を定めていない材料については、①積算基準において標準単価を作成している場合は標準単価を、②標準単価がない場合には物価資料の単価を、③標準単価、物価資料のいずれにもない場合には見積書により材料単価を設定することと定めている。

これらにより単価を設定した場合は、表4に例示すとおり、ふ頭内通路及びその他補修工事(単価契約)においては「特殊製品組合せ費100,000円相当品」、道路橋梁維持工事においては「道路材料費(100,000円相当工事)」のように金額のみを定めた単価を組み合わせて支払うこととしている。

(表4) 特殊製品組合せ費等の利用例

徴収した見積書の金額	単価契約の請求内訳			金額
	工種	数量	単価	
380,000	特殊製品組合せ費	100,000円相当品	3個	300,000
	特殊製品組合せ費	10,000円相当品	8個	80,000
	特殊製品組合せ費	1,000円相当品	0個	1,000
	特殊製品組合せ費	100円相当品	0個	100
	合計			380,000

(単位：円)

(ア) ふ頭内通路等における樹木伐採・除草について

所は、ふ頭内通路及びその他補修工事(単価契約)により、表5のとおり、指示番号11、28及び30の指示工事において、樹木伐採・除草工事を行っている。

これは、雑草等がフェンスに絡みつくことで見通しが悪くなり防犯上問題が生じることや住民からの苦情に対応するために、毎年行っているものである。

(表5) 刈草・木くずの処分に係る指示工事一覧

指示番号	工事内容	場所	指示年月日	指示期限	金額	うち特殊製品組合せ費による刈草・木くずの処分にかかる費用
11	樹木伐採・除草工	大井青果上屋・大井食品2号上屋外周フェンス付近	令和3.6.15	令和3.7.15	1,761,330	378,000
28	除草工	東品川マーンション隣接護岸	令和3.11.10	令和3.12.9	263,790	39,000
30	除草・フェンス補修工	城南島小型油槽船だまり	令和3.11.24	令和3.12.24	831,728	60,456

(単位：円)

a 刈草や木くずを一般廃棄物として処分するとともに工種を設定し単価を定めるべきもの

所は、表5のとおり、排出された刈草や木くずを産業廃棄物として収集運搬及び処分を指示し、特殊製品組合せ費を用いて支払を行っているが次の不適正な点が認められた。

- ① 除草工事により排出される刈草や木くずの処分に係る費用は、材料費ではないが、特殊製品組合せ費を用いて支払っていた。
- ② 毎年、伐採・除草工事を行うのであれば、必ず刈草や木くずが排出されるのであるから、それらを処分するために、一般廃棄物の処分について、工種を設定して単価を定めておく必要があるが、所はこれを行っていないかった。

③ 一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第2項により定められており、除草工事により排出される刈草及び木くずは、一般廃棄物として処分する必要があるが、所は、産業廃棄物として単価を積算していた。

所は、特殊製品組合せ費の用途を材料費に限定された。

また、所は、刈草や木くずを一般廃棄物として適正に単価を積算するとともに、あらかじめ使用することが分かっている工種であるため、工種を設定し単価を定められた。

(港湾局)

b 見積書により単価を設定する場合には見積書を3者以上から徴収すべきもの

所は、除草工事により排出された刈草や木くずの処分費用を特殊製品組合せ費により支払っているが、単価を定めるために見積書を徴収している。

この場合、「見積書取扱い要領」(平成29年4月1日一部改正、港湾局)に基づき、見積書を3者以上から徴収し、価格の決定に当たっては、異常値の排除や平均値等の評価を加えて内容を精査し、信頼性を確認の上、決定すべきところ、所は見積書を1者からしか徴収しておらず適正でない。

所は、見積書により単価を設定する場合には、見積書を3者以上から徴収されたい。

(港湾局)

(イ) 単価契約工事における見積りによる積算を適正に行うべきもの

単価契約工事において見積書により材料単価を設定した場合は、見積価格に共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)、一般管理費(率分)の諸経費を加え、落札比率を乗じて、材料費として算出することとなっている。

前述のとおり、表6の工事は、本来、総師契約として契約するべきものであるが、単価契約により施工されており、その工種内訳は表7で設定される単価のとおりであった。

ところで、この指示工事における材料費の算出について見たところ、外壁パネルの単価は、単価契約工事の工種、標準単価、物価資料にないため、見積りにより材料費単価を定めている

が、諸経費を加えるなどせず、見積価格をそのまま支払額としており、この点においても適正でない。
その結果、表8のとおり、支払金額が56万2,507円過少となっており、適正な支払がなされていない。
所は、単価契約工事における見積りによる積算を適正に行われたい。

(港務局)

(表6) 指示工事の概要

指示番号	工事内容	場所	指示年月日	指示期限	金額
14	換気塔外壁パネル設置工事	中央防波堤外側	令和3.7.30	令和3.8.29	3,045,060

(単位：円)

(表7) 工種内訳

工種番号	工種内容	数量	単位	単価	金額	備考
233	現況調査工	1.0	回	33,000	33,000	
308	トラツククレーン(油圧式)運転16t吊り	16.0	時間	21,000	336,000	
310	トラツク運転2t積	8.0	時間	17,120	136,960	
311	トラツク運転4~4.5t積	8.0	時間	19,430	155,440	
346	施工指導業務	2.0	日	63,700	127,400	
348	特殊作業	3.0	日	61,700	185,100	
301	交通誘導警備員B	2.0	人日	42,130	84,260	
350	道路材料費100,000円相当	19.0	個	100,000	1,900,000	
351	道路材料費10,000円相当	8.0	個	10,000	80,000	内訳 足場工 1,606,900
352	道路材料費1,000円相当	6.0	個	1,000	6,000	外壁パネル 380,000
353	道路材料費100円相当	9.0	個	100	900	
合計					3,045,060	

(単位：円)

(表8) 外壁パネルに係る道路材料費の未払金額 (監査事務局試算) (単位：円)

区分	計算式	金額
見積価格	①	380,000
直接工事費	②	380,000
共通仮設費率	③	0.4788
共通仮設費	④=②×③	181,944
純工事費	⑤=②+④	561,944
現場管理費率	⑥	0.72
現場管理費	⑦=⑤×⑥	404,599
工事原価	⑧=⑤+⑦	966,543
一般管理費率	⑨	0.2272
一般管理費	⑩=⑧×⑨	219,598
工事価格	⑪=⑧+⑩	1,186,141
設計金額(単価総額)	⑫	17,440,521
見積金額(単価総額)	⑬	13,857,940
落札比率	⑭=⑬÷⑫	0.7946
材料費	⑮=⑭×⑪	942,507
差額	⑯=⑭-⑮	△ 562,507

エ 使用した材料について材料費を適正に支払うべきもの

所は、レインボーブリッジ及び臨海副都心地区道路橋梁維持工事(単価契約)により、表9の指示工事において、常温アスファルト合材を使用して、路面のポットホールを補修している。このことについて、指示工事の工種内訳を確認したところ、表10のとおり、工種内訳に常温アスファルト合材の記載がなく、所は、常温アスファルト合材について支払を行っておらず適正でない。

所は、使用した材料について材料費を適正に支払われたい。

(港務局)

(表9) 指示工事の概要

指示番号	工事内容	場所	指示	指示	金額
1	ポットホール補修	東京湾岸アングラー(台場側)上り線	令和3.4.19	令和3.4.19	340,300
8	ポットホール補修	東京湾岸アングラー(台場側)下り線	令和3.8.16	令和3.8.16	340,300

(単位：円)

(表10) 指示番号1、8の工種内訳(1と8は同内容) (単位:円)

工種番号	工種内容	数量	単位	単価	金額
346	施工指導業務	1.0	日	76,000	76,000
347	普通作業	2.0	日	65,700	131,400
310	トラック運転2人積	3.0	時間	8,450	25,350
314	工事用標識車運転	3.0	時間	8,450	25,350
301	交通誘導警備員B	2.0	人日	41,100	82,200
合計					340,300

(その他)

(2) 臨海トンネル換気塔の外壁パネルの剥落について予防策を講じるべきもの

東京港湾事務所は、臨海トンネル換気塔の外壁パネル設置工事を、表11のとおり、臨海トンネル(ほか道路橋梁維持工事(単価契約)の指示番号4及び14の指示工事により施工している。臨海トンネル換気塔は高さ約20m(換気塔のみ。下部の電気室等建物は除く。)の鉄骨鉄筋コンクリート製構造物で、換気塔の第一航路側外壁の高さ16m付近にボルトで固定されていた幅2、625mm、高さ723.5mm、奥行き75mm、重さ36kg(推定)のスチレン鋼板(厚さ2mm)製外壁パネルが剥落したため、指示番号4の指示工事により外壁に再設置しておく、指示番号14の指示工事により新造の外壁パネルと交換したものである。

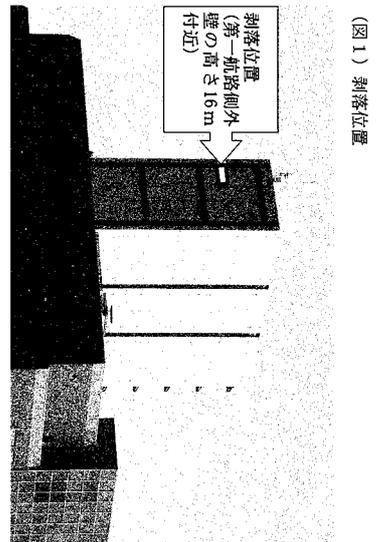
外壁パネルの剥落(図1参照)について、所は、経年劣化と強風が原因であると推定しているものの、原因調査を行っていない。

外壁パネルの固定方法は鉄筋コンクリートの躯体に固定した鉄骨に、上下各5本、計10本のボルトにより固定しているが、指示工事の工事写真においては、落下時の状況が分かる写真がなく、外壁パネルの剥落が、パネルのボルト穴の破損によるものか、ボルトの折損・抜けによるものかが明らかでない。

監査日(令和4年5月9日)現在、所が受注者に確認したところ、剥落の原因は、ボルトの抜け、ゆるみによるものであったとしている。

換気塔は平成11年にしゅん工したもので、20年以上が経過していることから、パネルの剥落が一枚であったとしても、パネルの固定方法を考慮すると、他のパネルの固定についてもボルトの抜け、ゆるみ等について点検するとともに、剥落の原因を調査した上で、予防に必要な維持補修を行うべきであるが、所はこれらを行っていない。

(港湾局)



(表11) 指示工事の概要 (単位:円)

指示番号	工事内容	場所	指示年月日	指示期限	金額
4	換気塔外壁パネル設置工事	中央防波堤外側	令和3.4.12	令和3.4.30	2,479,960
14	換気塔外壁パネル設置工事		令和3.7.30	令和3.8.29	3,045,060

(その他)

(3) 消防設備定期点検結果への対応を速やかに行うべきもの

東京港湾建設事務所は、所管する港湾局港南庁舎及び職員住宅について、消防法(昭和23年法律第186号)の規定に基づく消防設備の定期点検を、表12のとおり委託契約により実施している。

ところで、本契約における点検票の内容を見たところ、複数の設備に関して、点検結果が「不良」と判定されていた。そこで「不良」と判定された箇所の改善状況を確認したところ、監査日(令和4年4月20日)現在、未改善となっていることが認められた。さらに、未改善となっている箇所の中には、過去に実施した点検で、既に「不良」として報告されているものが含まれていた(表13)。

このように「不良」と判定された箇所への対応が行われていない理由について、所は、港湾局港南庁舎及び職員住宅がしゅん工から26年が経過し、設備を中心とした不具合の発生頻度が増加しており、材料の品質等の影響も相まって、対応が追いついていないためとしている。

しかし、こうした非常に多数の設備不良が長期にわたり継続している状態は、ひとたび、火災等が発生した際、避難や消火活動等に支障を来すことで被害が拡大し、重大な事故につながるおそれがあり適切でない。

(港湾局)

(表12) 契約の概要 (単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
令和3年度港湾局港南庁舎及び職員住宅消防設備定期点検委託 (総合点検)	令和3.11.9～令和4.1.31	949,300

(表13) 過去の点検結果で既に「不良」と判定され、未改善となっている箇所

項番	設備名	内容	不良と判定された時期
1	不活性ガス(二酸化炭素)消火設備	容器が製造年から25年以上経過している為、耐圧試験又は交換を要する。	令和元年度
2	誘導灯設備	① 機器不良の為、交換を要する。(10カ所) ② バッテリー不良 (28カ所) ③ 球切れ (15カ所)	①～③ 平成29年度
3	排煙設備	① フライヤー固着の為、改修を要する。 ② 排煙口のレリース (注) が不良の為、完全復帰せず、交換を要する。 ③ 排煙窓の手動起動装置前に障害物あり、移動を要する。	①～③ 平成29年度
4	連結送水管	ポンプゲラゲラ下部より漏水している為、改修を要する。	令和元年度
5	防火戸・防火ダンパー等運動設備	音響装置動作せず。	平成29年度
6	フードダクト用レインジ又はフライヤー用簡易自動消火装置	ガス発生器及び感知器の有効期限超過	平成29年度
7	消火器具	① 標識及びビンスタンプなしの為、取付けを要する。(5カ所) ② 標識破損の為、交換を要する。(1カ所) ③ 消火器不明 (1本)	① 令和元年度 ② 令和元年度 ③ 令和元年度

(注) 開閉するための装置のこと。

(抜出)

(4) リース契約について

局では、機器のリース契約を表14のとおり締結している。これらのリース契約は、いずれもフライヤンス・リース契約であり、契約の性質上、積算等に当たっては、考慮を要する点が存在する。そこで、これらの契約の内容について確認したところ、以下のような問題点が見られた。

(表14) 契約の概要 (単位：円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方	部署
1	東京都高潮防災総合情報システム及び映像監視制御装置用機器等の借入れ	令和3.3.1～令和8.2.28	29,521,800	A	港湾整備部
2	離島港湾部管理課及び建設課フレイヤルサーブの借入れ	令和3.2.1～令和8.1.31	3,009,600	B	離島港湾部

ア 保守対象を適切に定めるべきもの

港湾整備部は、表14項番1のとおり、東京都高潮防災総合情報システム及び映像監視制御装置用機器等の借入れ契約を締結している。本契約では、特記仕様書の「5 保守作業に係る要件仕様」において保守内容が定められている。

ところで、仕様書では、保守対象について、「保守対象は本仕様書で調達する全ての機器、ソフトウェアとする。」としているが、機器の明細を見たところ、表15のとおり保守対象とする必要がないものが認められた。

別は、保守対象を適切に定められたい。

(港湾局)

(表15) 保守対象外とすべき機器

項番	内容
1	サーベラック
2	各機器架台・支柱
3	風水機

イ リース契約に関する契約目途額の積算を適切に行うべきもの

フライヤンス・リース契約に保守が含まれている場合は、フライヤンス・リースと保守の性質の相違を前提に契約目途額の積算を行う必要がある。このため、保守契約を含むフライヤンス・リース契約の契約目途額の積算に当たっては、機器価格等にリース料率を乗じて月額リース料を算定するとともに、保守料については別に月額保守料を算定し、両者を合算して積算することになる。

(ア) 港湾整備部は、表14項番1の契約において、機器価格等に加えて保守料に対してもリース料率を乗じて契約目途額を算定しており適正でない。また、積算に当たっては、前述アのとおり、保守対象とすべきではないものが含まれていることから、これを除く必要もある。

このため、契約目途額が過大となっており、表16のとおり、1,185万3,600円(監査事務局試算)の不経済支出となっている。

(表16) 不経済支出額算定表 (単位：円)

契約額(月額)①	契約目途額(月額)【監査事務局試算】②	不経済支出(①-②)×60月=③
4,920,300	4,722,740	11,853,600

(イ) 離島港務部は、表14項番2のとおり、フアテナンス・リースにより離島港務部管理課及び建設課フアテナンスの借入れ契約を締結している。
ところで、本契約について見たところ、部は、契約目途額の算定において、前述のように月額リース料と保守料を算定することで積算した方法によらず、業者からの下見積りに基づいて契約目途額を定めており、契約金額自体が妥当なものか判断できない状態となっている。

同部は、リース契約に関する契約目途額の積算を適切に行われたい。

(港務局)

ウ 月額リース料及び保守料を個別に記載した内訳を契約の相手方から徴取すべきもの
離島港務部は、表14項番2の契約において、システム仕様書標準作成手順書(デジタルカービス局)に基づき、仕様書に、「契約締結後、速やかに月額リース料及び保守料の明細を記載した貸借内訳書、月別支払額内訳書を作成、提出すること」と定めている。これは、再リースに備え、再リース時には、一般にリース料が10分の1程度になる一方、保守料の増額を要求されることが多いことから、保守付きリースではリース料と保守料の額を分けて把握しておく必要があるためである。

しかしながら、契約書添付の内訳書を見たところ、月額リース料及び保守料を個別に記載せず、これらを合算した金額が記載されており、内訳が示されていないことは適正でない。
部は、仕様書に基づき、月額リース料及び保守料を個別に記載した内訳を契約の相手方から徴取されたい。

(港務局)

(繰出)

(5) 委託内容の変動に伴う対価を適切に支払うべきもの

東京港管理事務所は、海の森公園予定地において、樹林地の健全育成のため、樹木の間伐を行うことを目的として、表17のとおり、間伐作業委託契約を締結している。

この委託契約は、間伐対象木を表18の基準により選定(以下「選木」という。)した上で、表19のとおり、間伐・除伐・つる切りを行うものである。

契約の発注時においては、間伐対象区域内の間伐対象木の数量をコドラート調査に基づき推計(注)している。

このことについて、所は、あらかじめ調査をして全数選木の上で、間伐作業の委託を行っても、間伐時には樹木の状況が変わるために再度選木することとなることから、コドラート調査により間伐対象木の数量を算出した推計数量によらざるを得ないとしている。

したがって、契約発注時においては、間伐対象木の数量は、概ね算定されているものの、確定数ではないため、間伐作業実施後に数量を変更して契約変更を行う必要がある。

しかしながら、実績数量が表20のとおり、仕様書よりも増加しているにもかかわらず、受託者から承諾申請の提出を受けたことで、契約変更を行うことなく増加分の対価13万8,193円を支払っていないことは適正でない。

本来、承諾申請とは、工事請負契約において、当初設計時の想定とは異なる施工を行った場合に、これにより増加した対価を契約金額の変更に計上しないときに請負者から提出されるものである。

工事請負契約において承諾申請が行えるのは、工事請負契約が図面等の設計図書により定義された構築物の築造等を契約金額で行うことを目的とするものであり、工事の過程については契約上厳密には定めていないためである。

一方、委託契約については、受託者が行うべき業務内容とその対価を厳密に定めており、仮に想定外の費用等が発生した場合には、契約金額の変更によって対応すべきものであることから、承諾申請を行う余地はない。

所は、委託内容の変動に伴う対価を適切に支払われたい。

(港務局)

(注) 契約の発注時においては、間伐対象区域のうちサンゾルとして10m四方の土地を3カ所選定し、その土地の間伐すべき樹木を調査し選定した上で、サンゾル対象となった範囲の全樹木数との比率を算出して、間伐対象区域内の間伐対象木の数量を推計している。

(表17) 契約の概要 (単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
令和3年度海の森公園間伐作業委託	令和3.11.24～令和4.3.17	4,730,000

(表18) 間伐対象木の選定基準

① 樹木密度の偏りが顕著にみられる場所で、隣接木の樹冠が隠れ合い重なっている樹木
② 樹高・樹冠伸長の優越木の集まりにより他の樹木のバランスの良い生育の劣化をもたらす樹木
③ 主幹折れ木、半枯れ以上の枯損木及び著しい生育不良木

(表19) 作業内容

間伐	① 表18の基準により選木した幹周り10cm以上の樹木をチェーンソーにより伐採する。 ② 切り株はできるだけ地際より処理する。 ③ 伐採した樹木は抜払いし、一定の長さに切断した上で再資源化施設に搬出する。
除伐	幹周り10cm未満の樹木を伐採する。
つる切り	① 幹に巻き付いたり、枝から垂れ下がったつるを除去する。 ② つるの除去に当たっては、つるを根元から切断するとともに、樹木等に巻き付いたつるを除去する。 ③ 除去したつる及び伐採木は運搬可能な大きさに切断した上で再資源化施設に搬出する。

(表20) 間伐数量等の当初仕様と実績の差 (単位：円)

区分	単位	契約数量 (A)	実績数量 (B)	増減 (C=B-A)	単価 (D)	金額 (E=C×D)
選木	本	2,272	2,431	159	60	9,540
間伐	幹周り10cm以上29cm以下 本	2,084	2,243	159	220	34,980
	幹周り30cm以上59cm以下 本	188	188	0	650	0
除伐・つる切り	m ²	31,931	31,973	42	50	2,100
発生材処分	t	38.50	40.76	2.26	15,000	33,900
間伐作業計 ①						80,520
共通仮設費 ②						9,026
現場管理費 ③						27,320
一般管理費 ④						8,764
計 ⑤						125,630
消費税相当額						12,563
合計						138,193

(表出)

(6) 消費税等に関する計算を正確に行い適正な契約金額による契約を行うべきもの
東京港建設事務所では、高潮対策センターが所管する東京港の海岸保全施設敷地内における除草作業を表21のとおり委託している。

委託内容のうち、廃棄物の処分については、仕様書の第2章作業8において「除草作業等で発生した、草・木枝の処分は、関係法令に基づき処分すること」とされている。

ところで、契約金額を確認したところ、内訳書に記載された廃棄物処分費とされる金額(以下「廃棄物処分費」という。)を消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)込みの契約金額(以下「契約金額(税込)」という。)の計算に当たり対象外としていた。

しかしながら、廃棄物処分費は、受託者が役務提供に当たり発生した廃棄物を排出者として処分した業務に対する請求内容の内訳であり、都との間における草刈業務における役務提供の対価の一部であるため、契約金額(税込)の算定上、除外されるものではない。このため、表22の

とおり、契約金額が1万7,900円過少となっており、適正な支払がなされていない。
所は、消費税等に関する計算を正確に行い、適正な契約金額による契約を行われない。

(表21) 契約の概要 (単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
令和3年度期潮・豊洲地区親水護岸敷地等除草委託	令和3.4.1～令和3.12.10	3,634,100

(表22) 契約金額(税込)の算定過程 (単位：円)

正誤	計算式(注)	契約金額(税込)
正	3,320,000円(契約金額(税抜))×1.1	3,652,000
誤	3,141,000円(契約金額(税抜))【廃棄物処分費を除く】×1.1+179,000円(契約金額(税抜))【廃棄物処分費】	3,634,100
	差額	17,900

(注) 計算式は簡略化したものである。

(その他)

(7) 不法放置車両の取扱手続について適切に行うべきもの
東京港管理事務所は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に当たって防犯や景観の観点から問題があるため、表23のとおり、ふ頭内に放置された車両(以下「不法放置車両」という。)を廃棄処分している。

しかしながら、次のとおり、適切でない状況が認められた。

① 車両が不法に放置(平成24年10月から)されてから廃棄処分するまでに相当の期間が経過しており、この点において、ふ頭の管理責任を怠っていた。

② 権利義務の帰属関係を特定することや撤去要請を行う等の必要な処置を適切に行わずに、不法放置車両の廃棄処分を行っている。

③ 車両の状態、所有者等に関する情報、車両の廃棄処分を行う理由等、不法放置車両を発見してから廃棄処分するまでの経過を適切な書面に記録していない。

所は、不法放置車両の取扱手続について適切に行われない。

(表23) 契約の概要 (単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
令和3年度月島ふ頭内放置車両運搬処分委託	令和3.7.2～令和3.7.26	145,200

(財産)

(8) 照明台帳の更新を正しく行える事務処理手順を定めるべきもの

臨海地域開発事業会計は、埋立による土地造成の一環として、埋立道路を築造しており、埋立地が市街地として概成したときは、国・都・区など道路法に基づく本来の道路管理者に移管することとなっている。

東京港管理事務所は、埋立道路を管理しており、埋立道路の街路灯に電力の供給を受けているが、それぞれの街路灯に小売り電気事業者の顧客番号（以下「電気需給番号」という。）が設定されている。

所は、照明台帳（記載事項の例は表24のとおり）を街路灯ごとに作成し、街路灯の管理に保る基礎資料としており、電気需給番号も管理している。

照明台帳の作成や更新について、所は、道路工事に伴い、街路灯が新設・改修・撤去されるなど、街路灯の状態に異動が生じる場合には、それらの工事を担当する部署から協議を受けるため、工事部署に照明台帳の修正を行わせているとしている。

ところで、所は、埋立道路を本来の道路管理者に移管する際に、照明台帳記載の電気需給番号が正確でないと支障があるとして、工事に伴う照明台帳の修正とは別に、表25のとおり、埋立道路電気需給番号整合委託（以下「整合委託」という。）により、埋立道路66路線について、街路灯の電気需給番号、電カメータの計器番号、引込電柱番号を確認し、照明台帳記載事項の修正を行っている。

整合委託を行う必要があるということは、従前から、工事に伴う照明台帳の更新が正しく行えていないことを意味するものであり、これまでの事務処理手順のまま更新を続けた場合、工事の施工に応じて記載事項が正確でなくなっていくものと推定できる。

したがって、整合委託の成果物の納品後に、照明台帳の更新を正しく行えるよう事務処理手順を定める必要があるが、所は、照明台帳について何ら定めをしておらず、また、その作成や管理についても、誰が、いつ、どのように行うかも定めていない状態となっており適正でない。

所は、電気需給に係る照明台帳記載事項を正確なものとする委託の効果を持てよう、照明台帳の更新を正しく行える事務処理手順を定められたい。

(港湾局)

(表24) 照明台帳の記載事項 (抜粋)

項番	項目
1	路線名
2	所在地
3	灯具
4	安定器
5	照明ボールの型式
6	電力契約種別
7	引込柱番号
8	契約番号
9	現地写真

(表25) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額
令和3年度埋立道路電気需給番号整合委託	令和3.9.14～令和4.3.18	4,059,000

(単位：円)

(繰出)

(9) 廃棄物の収集運搬及び処分委託契約について

東京港建設事務所は、表26のとおり、港南庁舎の廃棄物の収集運搬及び処分委託契約を複数単価契約にて締結している。この契約を見たところ、次のとおりであった。

(表26) 契約の概要

契約件名	契約期間	推定総金額
令和3年度港湾局港南庁舎廃棄物収集運搬・処分委託 (単価契約)	令和3.4.1～令和4.3.31	1,199,000

(単位：円)

ア 廃棄物の収集運搬及び処分に係る委託業務を通正に行うべきもの

所は、仕様書において、

(ア) 指定した日時が祝日等に当たり収集が不可能な場合は、原則として前日とする。

(イ) 委託者（以下「所」という。）は、委託する廃棄物の数量等の必要な事項について、受託者に提供する。

(ウ) 所は、産業廃棄物の排出の頻度、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）に必要事項を記載し、受託者に交付する。

などとしている。

しかしながら、委託業務について見たところ、次のような点が認められた。

① 受託者が祝日等の前日について収集運搬を行っておらず、事務系一般廃棄物及び産業廃棄物の収集回数数が少ない。

② 所が廃棄物の計量を行わず、受託者が廃棄物数量の計量をしているため、代金支払の根拠となる処理数量が適正であることを確認できない。

③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3によれば、マニフェストは所が作成して受託者に交付すべきところ、全てが受託者によって作成されており、マニフェストが適正に交付されていない。

所は、廃棄物の収集運搬及び処分に係る委託業務を通正に行われたい。

(港湾局)

イ 複数単価契約について仕様書を適正に定めるべきもの

所は、単価交渉方式により契約を締結している。

単価交渉方式は、予定推定総金額と比較し、見積った推定総金額が最も低い者を採用候補者と

東京消防庁

し、採用候補者が提示する見積単価が、都が設定する全ての項目の予定価格を下回った場合に採用決定する方法である。

ところで、単価交渉方式による契約においては、契約の履行において、いずれか一項目でも予定数量を超過することはできず、予定数量を超える項目がある場合は契約を打ち切る必要がある。しかしながら、所は、仕様書において、発注数量が予定数量に達した項目については、予定数量を超えた発注ができない旨を記載する必要があったにもかかわらず、これを定めていなかった。所は、複数単価契約について仕様書を適正に定められたい。

(港湾局)

1 指図書事項

(繰出)

(1) 映像位置情報共有システムについて

オリンピック・パラリンピック競技大会対策本部オリンピック・パラリンピック対策室は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の各会場で警戒を行うため、ウエアラブルカメラを用いて映像情報、位置情報、音声情報等をリアルタイムに共有する映像位置情報共有装置（以下「共有装置」という。）を平成29年度から3か年にかけて購入し、本庁、各署及び各方面本部に配備している（計93部署、受信装置101台、発信装置111台）。室は東京2020大会終了後及び令和4年度以降について、共有装置を災害時の状況把握等に活用し、情報収集及び情報共有体制を強化することで、指揮本部、警防本部において部隊投入等の判断をより迅速、的確に行うことができるとしている。

そのため、室は、表1のとおり、(1) 共有装置の稼働に必要なインターネット環境の24時間365日提供、障害対応、地図データの更新、情報セキュリティ対策及び定期点検の業務を委託するとともに、(2) 映像及び音声の送信やデータの保管等のための通信料を支出している。そこで、これらの契約について見たところ、次のとおり問題点が認められた。

(表1) 契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額
1	携帯用コンピュータ（映像位置情報受信装置） ほか2点の運用支援業務委託	令和3.4.1～令和4.3.31	3,008,720
2	携帯用コンピュータ（映像位置情報受信装置） ほか2点の通信料の契約について	令和3.4.1～令和4.3.31	(注)79,943,160

(注) 令和3.4.1～令和3.9.30 月額 7,423,460円
令和3.10.1～令和4.3.31 (受信装置101台～58台) 月額 5,900,400円

ア 災害活動時の活用方法を示し災害活動や訓練等での積極的な活用を周知すべきもの

室は、「映像位置情報共有装置の運用要領等について」（令和2年2月4日付31企才第402号オリンピック・パラリンピック対策室長通知）により共有装置の運用要領を定め、表2のとおり、共有装置が使用できる業務を定めている。

ところで、表1項番2の契約を見ると、室は、東京2020大会での警戒業務、大規模災害時における各署の署隊本部と区市町村災害対策本部へ派遣された職員との連絡調整、火災等の災害現場での情報共有等に活用するため、共有装置が全一斉に稼働した場合の通信量に対応した定額料金プラン（月額）に加入している。

そこで、東京2020大会終了後の共有装置の使用実績を確認したところ、表3のとおり、各部署

における実績がほとんどなく、表4のとおり、通信量についても東京2020大会後は大幅に減少している。

これは、室が各部署に対し、東京2020大会での使用については周知を行っていたが、災害活動における具体的な活用方法については十分に示していないことに加え、災害活動訓練において積極的に使用するよう周知を行っていないためであり、共有装置が災害活動や訓練等で活用されていないことは、適切でない。

職員が、日頃から災害活動訓練において共有装置を使用していなければ、災害時に使用する資機材として職員の意識に定着しないと、時間の経過により東京2020大会のために習得した操作方法を忘れてしまっておそれがあることから、日頃から様々な災害を想定した訓練を行い、災害時に有効に活用できるようにするべきである。

室は、各部署に対し、共有装置の災害活動における具体的な活用方法を示し、災害活動や訓練等において積極的に活用するよう周知された。

その際、共有装置の使用目的や使用規模は東京2020大会時と東京2020大会後とは異なることが想定され、災害の種類や規模、被害状況によっても共有装置を使用すべきかどうかの判断が改めて求められるものであるから、今後の活用状況によっては、契約内容の見直しも検討する必要がある。

(東京消防庁)

(表2) 共有装置が使用できる業務

1	消防特別警戒 (注1)
2	東京2020大会テストイベント
3	各種消防活動訓練 (激しい動作及び放水活動を伴うものを除く。)
4	大規模災害時における情報収集及び情報共有 (令和2.9.23一部改正による) (注2)
5	その他、総括責任者 (オリンピック・パラリンピック対策室長) が使用を認める場合

(注1) 東京2020大会や花火大会等の際に行う警戒

(注2) 大規模災害時に各消防署の警隊本部と区市町村災害対策本部に派遣された職員との連絡調整に活用

(表3) 東京2020大会後の共有装置の使用実績 (監査日 (令和4年1月17日) 現在)

部署名	使用日	使用目的
光が丘消防署	令和3.11.5	第十消防方面大隊消防活動技術効果確認
第五消防方面本部	令和3.11.17	第五消防方面大隊消防活動技術効果確認
王子消防署	令和3.11.17	第五消防方面大隊消防活動技術効果確認

(表4) 全共有装置の合計通信量 (令和3年4月以降)

(単位: GB)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
48.12	51.81	25.04	320.36	220.84	53.90	5.64	13.37	1.50

(注) 発信装置のみの通信量 (1台ごとに20GB/月プランに加入)

イ 定期点検を仕様で定めた期間内に実施し履行確認を適正に行うべきもの

表1項番1の契約では、共有装置の定期点検実施期間を令和3年12月中とし、契約内訳を見ると、表5のとおり、定期点検月は運用支援に係る費用と定期点検 (以下「点検」という。)に係る費用を合わせて支払うとしている。

そこで、点検の実施状況を確認したところ、

① 受託者は点検業務を自社の開業センターで実施し、室は、点検作業の立会いを令和4年1月12日に行っている。

さらに、表6のとおり、監査日 (令和4年1月17日) 現在、13カ所の部署については、共有装置が点検から戻っていない。

これらのことから、室は、12月中に点検業務を終了させておらず、監査日現在においても共有装置が点検から戻っていない部署があり、適正でない。

② 前述①の状況にもかかわらず、室は、委託完了届を受領し令和4年1月4日付けで履行の完了を認めており、適正でない。

室は、定期点検について、仕様で定めた期間内に実施するとともに履行確認を適正に行われたい。

(東京消防庁)

(表5) 表1項番1の契約の内訳

令和3.4～令和3.9	数量	月額 (円)	月数 (月)	金額 (円)
令和3.4～令和3.9	1式	195,000	6	1,170,000
令和3.10～令和4.3	1式	157,700	6	946,200
定期点検 (令和3.12)	1回	619,000	1	619,000
小計				2,735,200
消費税及び地方消費税				273,520
合計				3,008,720

(表6) 共有装置が点検から戻っていない部署

未配備の部署 (監査日現在)	オリンピック・パラリンピック競技大会対策本部オリンピック・パラリンピック対策室、警防部警防課、第七消防方面本部、赤坂消防署、品川消防署、荏原消防署、蒲田消防署、四谷消防署、奥西消防署、立川消防署、三鷹消防署、府中消防署、町田消防署

ウ 災害時に共有装置を使用できるよう点検実施方法を見直すべきもの
 室は、全ての共有装置の点検を一齐に行っており、点検期間中は、稼働可能な共有装置が1台も無い状態となっている。

このことは、室が災害時に共有装置を使用できるよう配備態勢を整えているとは言えず、適切でない。
 室は、災害時に共有装置を使用できるように、点検期間を複数回に分けること等、点検実施方法を見直されたい。

(東京消防庁)

(歳出)

(2) 個人情報に係る業務委託契約の管理を適正に行うべきもの

人事部は、職員採用に係るPR活動の強化し、より戦略的かつ幅広く展開していくため、表7の契約により、PRの実施に至る一連の活動について業務支援を委託している。このうち、庁への就職を希望する人の会員登録を受け付け、説明会への参加申込等の情報を収集し、オンライン上でデータ管理や情報発信等を行うことができるサービス(以下「応募者データベース」という。)では、氏名、現住所、メールアドレス、学校情報等の個人情報を取り扱っている。該契約の仕様では、再委託を行う場合は、あらかじめ受託者が庁の承諾を得なければならぬとされている。

そこで、再委託の手続が定めに従って行われているかについて見たところ、監査日(令和4年1月28日)現在、応募者データベースの提供に係る再委託の承諾申請書に対して、承諾又は不承諾とする手続を怠ったまま、再委託による業務が実施されていることが認められた。個人情報を取り扱う業務について承諾なく再委託を行わされていることは、条例及び契約の仕様に照らして適正でない。

部は、個人情報を扱う業務委託契約の管理を適正に行われない。

(東京消防庁)

(注) 第8条の2第1項 受託者等は、当該事務(個人情報を取り扱う事務)を委託した実施機関の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。

(表7) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
職員採用に係るPR活動支援業務委託	令和3.4.1~令和4.3.31	39,600,000

(歳出)

(3) 作業日が近接している類似の作業委託を一括して契約すべきもの

第七消防方面本部は、訓練場の維持管理のため、表8のとおり、樹木の手入れ及び草刈りについて委託契約を行っている。
 これらの契約について見たところ、どちらの予定価格も30万円未満であるため、1者のみの見積りで契約されている。

しかしながら、①剪定作業や草刈り作業は造園業を担う業者であれば、どちらも履行が可能であること、②2つの契約は同時期であり受託者の作業実施日が非常に近接していることから、複数に分けて随意契約を締結する合理的理由が認められず、適切でない。

予定価格が30万円以上ならば、東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号)

第34条の規定に基づき、複数者による競争見積りとする事で、契約金額の低減が期待できるとともに、契約手続や支払に係る事務が軽減できる。

方面本部は、作業日が近接している類似の作業委託を一括して契約されたい。

(東京消防庁)

(表8) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	作業実施日	契約金額
第七消防方面訓練場樹木の手入れ	令和3.5.14~令和3.7.31	令和3.6.21	165,000
第七消防方面訓練場草刈業務委託	令和3.6.5~令和3.7.31	令和3.6.23、6.24	225,862

交 通 局

(交通局)

1 指図書事項

(支出)

(1) 清掃業務委託に係る履行確認及び指定期日の変更を適切に行うべきもの
自動車部は、表1の契約により、自動車営業所、自動車営業所支所、自動車工場等（以下「営業所等」という。）において、表2のとおり、日常清掃、定期清掃、特別清掃等の業務を委託している。

本契約の仕様書では、受託者は、月ごとに「作業計画書兼確認書」（以下「確認書」という。）に清掃の実施予定日を記載して営業所等の担当者の承認を得ること、清掃作業完了時には、当該営業所等担当者に作業完了の報告を行い、確認書に当該営業所等担当者の確認印（以下「実施確認印」という。）を受けるものとされている。

この契約の定期清掃及び特別清掃の履行が適切に行われているか確認したところ、次のとおり、問題点が認められた。

ア 仕様書では、定期清掃のうち、2か月に1回実施する清掃作業は、奇数月に実施することとされている。

渋谷自動車営業所の5月分の確認書を見たところ、2か月に1回実施する清掃作業の一部について、実施予定日の記載及び実施確認印の押印がされておらず、確認書上では清掃が行われたのが確認できないにもかかわらず、部は、履行完了したとして5月分の委託料を支払っており、適切でない。

イ 仕様書では、特別清掃のうち、年4回実施する清掃作業は、概ね4月、6月、10月、12月に実施することとされている。

南千住自動車営業所の4月分及び6月分の確認書を見たところ、4月分の確認書には実施予定日の記載及び実施確認印の押印がされておらず、実際の清掃も行われていなかった。代わりに6月に2回（6月18日及び29日）の清掃が行われており、年に4回行う清掃作業のうち2回が、10日間という短い間隔で行われていることが認められた。当初6月の実施としていた2回分の特別清掃については、延期を予定していたが、6月18日の夜に所と合築されている都営住宅で火災が発生し、消火作業等により新たな汚れが生じたことから、急遽6月29日に実施したとしている。

これらの変更は、特別清掃を実施する月の指定を含め、契約の根本にかかる仕様変更であり、書面により行うべきである。

しかしながら部は、6月への指定期日変更について、口頭のみで指示を行っており適正でない。この結果、変更内容を確認できる書面が残らず、4月に履行があったとする誤った履行確認が行われてしまった。

部は、清掃業務委託に係る履行確認及び指定期日の変更を適切に行われたい。

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
自動車営業所等清掃業務委託	令和3.4.1～令和4.3.31	当初 57,552,000 契約変更後 57,379,176	A

(表2) 清掃作業内容

区分	頻度	主な作業内容	実施月
日常清掃	毎日	食堂の床清掃、水周りの清掃、ごみの分別・収集	—
	週3回	事務室の床清掃	—
	週2回	会議室の床清掃	—
定期清掃	2か月に1回	弾性床洗浄、硬質床洗浄、繊維床洗浄	5、7、9、11、1、3月
	月2回	便所、浴室の除菌清掃	—
特別清掃	年1回	窓ガラスの清掃	12月
	年3回	落下防止ネット、庁舎底部の清掃 (早稲田自動車営業所)	6、10、2月
	年4回	落下防止ネット、庁舎底部の清掃 (南千住自動車営業所)	4、6、10、12月
植栽管理	78回	植栽の水やり (泉鳴自動車営業所)	5月1日～10月31日

水道局

1 指標事項
(収入)

(1) 漏水の減量期間について、適切な判断であることを明確に示せるよう処理すべきもの

各営業所は、サービスマン推進部が作成した「営業事務取扱手続」に基づき、使用水量の減量事務を行っている。同手続によれば、水道使用者が着管注意義務を怠らずに、給水装置を維持管理していると認められる場合は、漏水量を除いたものを使用水量とすることができるとされ、2 検針期間を超えて減量する場合は、減量に到る詳細な理由及び内容を料金更正算定票に記載等を行うこととされている。

これを受けて、各営業所では、2 検針期間を超えて減量する場合は、減量の始期を特定するため、水道使用者等から根拠資料を徴することなどにより判断し、減量に到る詳細な理由及び内容を料金更正算定票に記載している。また、減量の終期については、水道使用者等から修繕報告書の提出を受けた上で現地調査により特定している。

ところで、移並営業所で、漏水による減量をしている料金更正算定票を見たところ、表1のとおり、令和2年8月分から、修繕報告書が提出された令和3年7月分までの1年間にわたり、減量(料金減額)をしている事例が認められた。

所は、この減量に到る理由、内容等について、検針の都度、状況を確認し、かつ、水道使用者から経過報告書を受領したことや、この使用者が令和2年7月の定期検針で漏水等の指摘を受けた後工事店に依頼して調査したとの報告があったことなどにより令和2年8月分から減量(料金減額)したとしている。

しかしながら、所は、令和2年7月時に使用者が工事店に調査を依頼したことが分かる書類等を徴しておらず、また、料金更正算定票へ詳細な理由等の記載も行っていないことから、減量の始期を令和2年8月分とする根拠が確認できない状況となっていた。

所は、2 検針期間を超える減量をする場合は、客観的な根拠資料を徴することなどをした上で、料金更正算定票等に減量に到る詳細な理由及び内容を記載することにより、減量が適切な判断であることを明確に示せるよう処理されたい。

(水道局)

(表1) 減量(料金減額)の状況

(単位:円)

検針期間等	令和2.7.22～	令和2.9.23	令和2.9.24～	令和2.11.20	令和2.11.21～	令和3.1.21	令和3.1.22～
	水道料	280,187	212,927	330,519	249,458	407,039	310,849
既測定額a	10,106	7,964	8,859	6,908	9,662	7,590	9,218
更正測定額b	270,081	204,963	321,660	242,550	397,377	303,259	399,867
正誤差額a-b							305,338

(注) これ以降の検針期間分については未測定のため、更正できなく、測定時に減量して算定

(支出)

(2) 工事契約に係る変更手続を適正に行うべきもの

局は、東京都水道局工事施行規程(昭和46年東京都水道局管理規程第31号。以下「規程」という。)により、局における工事の施行に関する必要な事項を定めるとともに、設計変更の対応事項や設計変更に必要な手続について「工事請負契約設計変更ガイドライン(平成29年4月東京都水道局)」(以下「ガイドライン」という。)を策定している。

規程及びガイドラインによれば、

- ① 設計内容等を変更する場合は、起工変更をしなければならぬ
- ② ただし、急を要する時、又は変更内容が軽微な時は、起工変更せずに、手続を簡素化した施工変更により内容を変更した後に工事を行うことができる。変更に当たって、受注者からの協議や発注者からの通知等は、書面により行わなければならない
- ③ ②により施工変更した場合は、速やかに起工変更の手続を行わなければならないとされている。

ところで、中央支所が締結した表2の契約で、令和3年4月12日付けの施工変更手続が規程等に沿って行われているか見たところ、表3の全てが前述②に該当しているが、支所が施工変更の通知を行う前に工事が既に実施されており、さらには、受注者から協議書が提出されていないものも含まれているなど、適正な変更手続が行われていないことが認められた。

支所は、規程やガイドラインに基づき、工事契約に係る変更手続を適正に行われたい。

(水道局)

(表2) 契約の概要

(単位:円)

契約件名	工期	契約金額
千代田区九段北四丁目2番地先から同区一番町11番地先間外1か所配水小管新設工事	令和元.10.4～令和3.5.25	310,233,000

(表3) 施工変更 (令和3年4月12日付け) の主な内容

項番	変更内容	金額	受注者からの協議書の日付	施工日
1	No.11 管路工において、飲食店等との断水時間について調整がつかないため施工方法を検討した結果、バブルン工法にて施工を実施する。	増	令和2.11.25	令和2.12.9 令和3.1.18
2	No.23 管路工において、会社及び学校等との断水時間について調整がつかないため施工方法を検討した結果、不排水制水弁工法にて施工を実施する。	増	協議書なし	令和3.1.17
3	No.41 管路工において、ホテル等との断水時間について調整がつかないため施工方法を検討した結果、バブルン工法にて施工を実施する。	増	令和3.2.26	令和3.3.9
4	No.10 管路工において、他企業埋設管が集中しており、既設管の撤去が困難なため、既設管の一部を使用廃止とし、撤去及び使用廃止路線としてNo.52 管路工を設ける。	増	令和3.1.18	令和3.1.25
5	No.11 管路工において、他企業埋設管が集中しており、既設管の使用廃止路線としてNo.51 管路工を設ける。	増	令和3.1.18	令和3.1.25
6	No.13 管路工において、他企業埋設管が集中しており、既設管の撤去が困難なため、既設管の一部を使用廃止とする。	増	令和3.1.12	令和3.1.25
7	No.33 管路工において、他企業埋設管が集中しており、既設管の使用廃止路線としてNo.53 管路工を設ける。	増	令和3.3.1	令和3.3.14
8	No.3 管路工において、試掘調査の結果、既設管の埋設位置が違っていたため、新たにNo.50 管路工を設ける。	増	令和2.9.1	令和2.9.3
9	No.36 管路工において、試掘調査の結果、既設管の埋設位置が違っていたため、新たにNo.54 管路工を設ける。	増	協議書なし	令和3.3.9

(支出)

(3) 再委託の申請と承諾に当たり本来実施すべき手続について部内周知し、今後の事務を適切に進めるべきもの

建設部は、表4のとおり、委託契約（以下2件の契約を総称して「両契約」という。）を締結しており、両契約では、受託者がそれぞれ業務の一部を再委託している。

再委託について、契約約款第5条では「受託者は、この業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は委託してはならない」と定めており、両契約に適用される「調査・設計委託標準仕様書」では、「受託者は、再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない」と定めている。

また、再委託の申請と承諾の手続について、契約約款第1条は「契約書に定める催告、請求、届出、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行われなければならない」と定めている。ところで、両契約の手続について適切に処理が行われているか見たところ、両契約とも受託者から、再委託する理由、再委託先の選定理由、再委託先に対する業務の管理方法等が記載された申請書が提出されおらず、部が承諾書を交付していないことも認められた。

これについて、部は、「技術者及び協力会社届」の書面により、内部供覧をもって承諾としたとしており、適切でない。

このような不適切な状況が建設部の所管する複数の契約におたつて認められたことから、期は、再委託の申請と承諾に当たり本来実施すべき手続について、改めて部内周知し、今後の事務を適切に進められたい。

(水道局)

(表4) 各委託契約の概要

項番	契約件名	契約期間	契約金額	再委託状況
1	上流部浄水場(仮称)基本設計等委託	令和3.6.1の翌日から480日間	544,500,000	3社
2	金町浄水場取水施設土質調査委託	令和3.10.27の翌日から90日間	26,950,000	3社

(単位：円)

(支出)

(4) 委託内容が競争入札参加者へ正しく伝わるよう適切な仕様書を作成すべきもの

立川給水管理事務所は、配水小管で発生した濁水の解消等を図るため、表5の契約を締結している。これは、配水小管内壁に付着し堆積した不純物を除去するとともに管の延命化を期待して施工するものであり、一般的な洗浄作業の方法としては、ブラシ、高圧空気、炭酸ガスやアイズピグ(注)などを活用した複数の洗浄工法が存在している。

当該契約の委託設計に当たって、所は、①洗浄作業が完了し通水を復旧した際に、洗浄に伴う気泡や異物の混入が発生しないこと、②日常的に使用されている管であるため、短時間で作業が完了し、かつ、管内面を損傷させないこと、③地形等の影響により上向下向の湾曲が多い管に対してより効果的であることなどといった条件を満たす工法として、アイズピグ洗浄工法を選定し設計額を算出している。

また、洗浄に当たっては、夾雑物が確実に除去されて、作業前の濁度と比較して同等、又はそれ以下となっていることが履行完了の条件であるとしている。

ところで、当該契約が仕様どおりに履行されているか見たところ、仕様書では、管内の洗浄工法について、「本委託で洗浄する管は、日常運用している管路である。そのため、管内面保護の観点から、異物の混入や洗浄による管内面の損傷を避けるため、ブラシ等の洗浄器具類は使用せず、複数の伏越し部を含む曲管部に対応し、こぶ状に堆積したマウンテン等の夾雑物を確実に除去できる洗浄工法とすること」がだけ定めている。

このことについて、所は、様々な工法で入れできるような定められたものであるとしているが、当該地区は山間部であり、洗浄作業におけるバックアップ管路の確保が困難なことなどから、水道の利用に支障をきたすおそれがない工法を選択させる必要がある。

しかしながら、仕様書には、前述①から③のうち気泡漏入や短時間作業等に関する条件が明確に記載されていないこと、履行完了の条件が記載されていないことから、委託で求めている成果を得られない可能性があり、十分な仕様内容とは言えない状況となっている。
 所は、配水小管内洗浄業務委託契約に当たって、委託内容が競争入札参加者へ正しく伝わるよう適切な仕様書を作成されたい。

(水道局)

(表5) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
青梅市成木七丁目 982 番地先から同市成木六丁目 74 番地先間配水小管内洗浄業務委託	令和 3. 6. 15 の翌日から 60 日間	36, 300, 000

(注) 特殊なアインシャープメントでできたビズ (洗浄のための挿入物) が配管内に付着した汚れを落とし、堆積物を包みこんで管外に排出する工法

下 水 道 局

1 指図書事項

(支出)

(1) 委託業務の対価を、業務の履行実績に基づいて支払うべきもの

総務部は、サーバ約150台、クワイアントバソコン約3,000台など下水道局が保有する全ての機器を対象として、サイバーセキュリティインシデントの発生を未然に防ぐとともに、発生時の被害を最小限に抑えるため、表1のとおり、有事の支援等に関する業務を委託している。この契約の業務内容は、表2のとおりである。

この契約の仕様書、実施計画書、完了届などを確認したところ、仕様書では、支払方法について「支払は、1か月を単位として、当該委託月分の翌月以降に、受託者の請求書を受託者が受理した日から30日以内に支払うものとする。」とされており、実際の支払状況を見ると、表3のとおり、契約金額を業務ごとに12分割して毎月均等額としていることが認められた。

そこで、支払の根拠となる検査調書を見ると、契約書、仕様書及び完了届を検査の基準としているが、受託者から毎月提出される完了届には出来高調書と月別支払金額内訳表が添付されているものの、業務の履行状況を確認できる書類は添付されていない。

ところで、表2の「セキュリティ技術の移転」(以下「技術移転」という。)について、仕様書では「委託者に対し演習形式等により教育を行うこと」と定められているが、監査日(令和4年2月3日)現在、まだ実施されていないにもかかわらず4月から12月まで9か月分を支払っている。このことについて部は、技術移転に関する準備や情報収集が行われているため毎月支払う必要がある、としている。

しかしながら、それらの実績を確認できるものがないにもかかわらず、監査日現在、技術移転業務の対価の75%が支払済みとなっていることは適正でない。

局は、委託業務の対価を、業務の履行実績に基づいて支払われたい。

(下水道局)

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
サイバーセキュリティアドバイザー業務委託契約	令和3.4.1～令和4.3.31	9,504,000

(表2) 委託業務の内容

項目	主な内容
事後対応(インソージメント対応)	インソージメント発生時、原因の特定など早期解決に向けた支援を行う。 有事対応受付時間は24時間365日とする。
事前(平常時)対応	有事に備えた打合せを年4回程度実施し、有事対応支援を協議する。
問合せ対応	セキュリティやインソージメント等に関する質問、問合せ等に対応する。
セキュリティ技術の移転	専門的な技術情報について、演習形式等により教育を行う。

(表3) 月別支払金額内訳

業務	(単位：円)				合計
	4月	5月	2月	3月	
インソージメント対応(事前及び事後)	570,000	570,000	570,000	570,000	6,840,000
問合せ対応	55,000	55,000	55,000	55,000	666,000
セキュリティ技術の移転	95,000	95,000	中略		1,140,000
小計	720,000	720,000	720,000	720,000	8,640,000
消費税及び地方消費税	72,000	72,000	72,000	72,000	864,000
合計	792,000	792,000	792,000	792,000	9,504,000

(その他)

(2) 増強幹線工事の調査設計における既設幹線の再構築後の縮径について標準を定めるべきもの
 呑川幹線流況は、豪雨対策下水道緊急プラン（平成25年12月）に基づき1時間7.5㎜降雨
 に対応する市街地対策地区であり、第二基幹施設再構築事務所は、呑川幹線により排除できない
 雨水を流下するための呑川増強幹線を整備している。浸水対策における増強幹線の整備イメージ
 は図1のとおりである。

増強幹線の整備に係る調査設計では、既設幹線の流下能力を算定した後、設定雨量（呑川幹線
 流域は1時間当たり降雨量7.5㎜、降雨量のうちの80%が下水道に流入と設定）において下水
 道に流入すべき雨水が地上に溢れないように、増強幹線に必要な流下能力を算定し、増強幹線の
 径を決定している。

既設幹線は布設後長期間を経過しているため、再構築を必要としている。既設幹線の再構築は、
 施設が設置されている地点において発生が想定される地震動のうち最大規模の地震動に対する耐
 震性能を確保できるよう、管渠の内側に硬質塩化ビニル製の帯をらせん状に巻き、既設管との間
 隙にモルタル等の裏込め材を充填する工法（以下「SPR工法」という。）などによる補強を
 行う（以下「L2対応1」という。）ことから、再構築後の既設管の径は再構築前より縮小し、流
 下能力の低下が見込まれる。既設幹線のL2対応は、増強幹線布設前に行うと流域における浸水
 が発生する可能性が上昇するため、増強幹線布設後に行うこととなる。

増強幹線の整備においては、再構築後の既設幹線の流下能力（管径）の把握が必要であるが、
 既設幹線のL2対応に当たっては、実施設計において、テレビカメラ調査等によるコンクリートの
 健全性に基づき、強度を確保できるよう補強材の厚さ等を決定することから、実施設計を行わな
 ければ再構築後の既設幹線の径は確定しない。

また、

- ① 既設幹線全ての実施設計を行うには時間を要すること
- ② 増強幹線の調査設計前に既設幹線のL2対応に係る実施設計を行ってその時点の縮径を確定
 したとしても、増強幹線の布設工事には長期間を要するため、既設幹線のL2対応を行う時点
 では、老朽化の進行等により、実施設計の時点とは既設幹線の躯体コンクリートの状態が変化
 していることが予想され、再度実施設計を行って縮径を再検討する必要があること
 から、増強幹線の調査設計の段階では、既設幹線のL2対応に伴う縮径を確定することができな
 い。

したがって、増強幹線の調査設計における既設幹線のL2対応後の縮径は、想定によらざるを
 得ず、想定に基づいてL2対応後の既設幹線の流下能力を算定し、増強幹線の流下能力と径を決
 定することとなる。

ここで、縮径量の想定を過小にした場合、既設幹線・増強幹線を含めた流下能力が必要に満
 たなくなること、また、時間の経過とともに既設幹線の縮径量が増大する可能性があることから、
 安全性を見込んで縮径量を適切に想定する必要がある。

また、下水道局がこれまでに行った既設幹線のL2対応時における縮径の状況を検証すること
 により、標準的な縮径の想定を決定することができる状況にある。

ところで、呑川増強幹線に係る調査設計の状況を見たところ、表4のとおり、平成27年度ま
 では、調査設計におけるL2対応後の縮径については標準的な考え方がなく、平成29年度には
 「森ヶ崎処理区呑川上処理分区その2変更調査設計」（以下「変更調査設計」という。）において、
 再度調査設計を行い、分水人孔の位置と縮径の考え方を変更している。

これについて所及び建設部は、変更調査設計を行うに当たり、「再構築想定管径の設定方法」
 （平成28年12月22日、事業調査担当メモ）により、矩形渠（くげいきよ）（注）は老朽化対
 策として一度SPR工法により更生して縮小したものをさらに耐震対策として更生すること（以
 下「SPR工法2ラングダウソ」という。）を想定するとしたことで、既設幹線の縮径の想定に
 ついて標準的な考え方を統一したとしている。

しかしながら、部は、調査設計における既設幹線の再構築による縮径の想定について、規定を
 しておらず、各事務所への通知もしていないため、標準化したとは言えない状態となっている。
 既設幹線の再構築に係る縮径の想定は、浸水対策のための増強幹線構築以外の各事務所で実施
 する調査設計でも必要となる場合があることから、部は、調査設計における既設幹線の再構築後
 の縮径の標準を明確に定めたい。

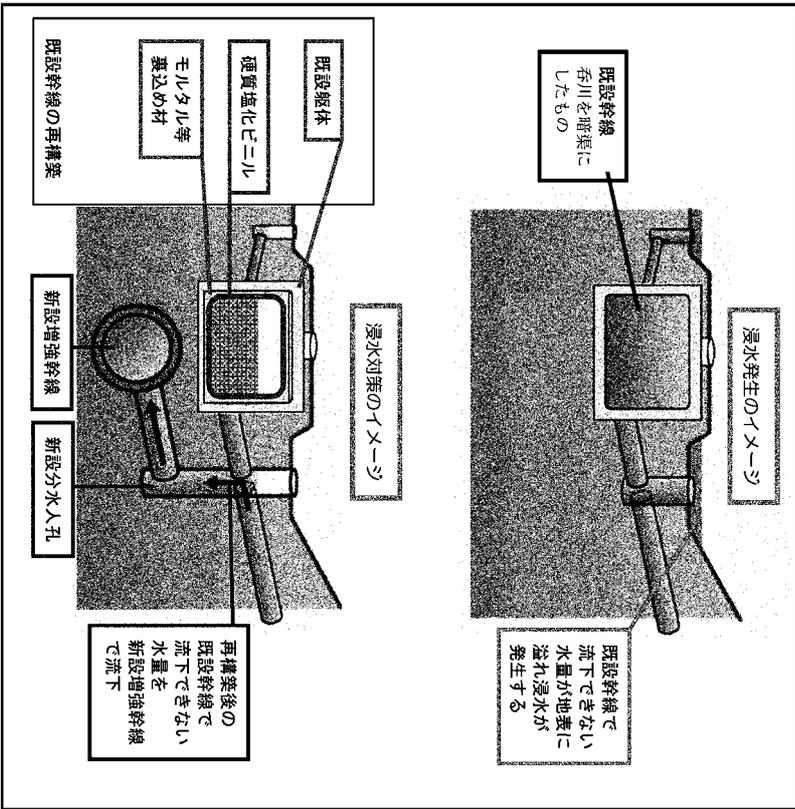
(注) 矩形渠：断面が四角形の管渠

(下水道局)

(表4) 呑川増強幹線に係る調査設計

年度	調査設計件名	契約金額	既設幹線の縮径想定	増強幹線の径
平成25年度	森ヶ崎処理区呑川上処理分区調査設計	12,185,250円	SPR工法以外の工法による再構築を想定	4000mm
平成27年度	森ヶ崎処理区呑川上処理分区その2調査設計	9,320,400円	400mmと想定	4000mm
平成29年度	森ヶ崎処理区呑川上処理分区その2変更調査設計	11,221,200円	SPR工法2ラックタイプを想定	3250mm

(図1) 浸水対策における増強幹線の整備イメージ



教 育 庁

1 指撥事項

(重点監査事項) (歳入)

(1) 使用料の還付手続を速やかに行うべきもの

都立図書館は、新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、来館サービスを休止とした期間については、「緊急事態宣言等に伴う都民利用施設休止等に伴う対応について(通知)」(令和3年11月13日付事務連絡)及び「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした都民利用施設の休止等に伴う対応について(通知)」(令和2年6月11日付2教総契第92号)に基づき、都民利用施設の休止及び休止要請を対策として行う場合における使用料及び貸付料について、通時、免除を行い、既納分は還付することが求められている。

ところで、中央図書館及び多摩図書館の教育財産使用料免除に係る手続について見たところ、表1の令和2年度分の使用料免除に伴う還付について、令和4年3月に行われていることが認められた。

このように還付までの時間を要したのは、過年度の使用料を還付するための支出科目については予算がないため、総務部は財務局に対し配当替えの事前協議を令和3年5月24日に行い、財務局からは同年6月21日に了承を得ていたが、中央図書館において同年12月に表1以外の工事に伴う還付が発生することが見込まれていたことから、その還付額の確定を待つ、令和4年1月24日に財務局へ配当替えの依頼をしたことによるものと認められた。

しかしながら、表1の還付については財務局への事前協議は済んでおり、速やかに還付手続を行うべきであったにもかかわらず、財務局の了承が得られてから9か月も経過した後には還付をしたことは適切でない。

図書館は、都立図書館を所管する地域教育支援部及び総務部と適切に連携を取りつつ、使用料還付に係る手続を速やかに行われない。

総務部は、過剰納還付金について、財務局や関係事業所と協議の上、通時に事務手続を行わない。地域教育支援部は、過剰納還付金について、使用料還付に係る手続を速やかに行うよう図書館を指導された。

(教育庁)

(表1) 還付一覧 (単位:円)

施設名	使用料免除期間	還付決定日	還付金額
中央図書館 公共電話機	令和2.12.28～令和3.3.31 (令和2.12.29～令和3.1.3を除く)	令和4.3.27	3,005
多摩図書館 カフェ・自動販売機	令和2.12.28～令和3.3.31 (令和2.12.29～令和3.1.3を除く)	令和4.3.29	20,673

(注) 多摩図書館の還付に係る手続は、中央図書館が併せて行うこととなっている。

(繰出)

(2) 消防用設備等の維持管理について

東部学校経営支援センター及び西部学校経営支援センターは、各学校に設置されている消防用設備等の機能を有効な状態に維持し、火災発生時の生徒や教員など学校関係者の安全を確保するため、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第17条に基づき消防用設備等の維持管理を行っている。また、両センターは、表2の契約により、法第17条の3の規定等に基づく消防用設備等の点検を実施している。

この点検結果が不良の場合は、各学校の判断により各学校において改善処置をするか両センターに依頼するなどして適切な対応及び管理を行うこととしている。両センターは、管轄する都立学校の設備の維持管理を支援する立場から、学校へ助言、調整及び援助を行っている。都立学校教育部は学校を統括していることから改善処置に際し、指導等を行っている。

そこで、表2の契約における点検結果等について見たところ、次のとおり問題点が認められた。

ア 適正な消火器を設置すべきもの

消火器は、消火器の技術上の規格を定める省令(平成22年総務省令第111号)により、新しい規格が定められ、旧規格により製造された消火器は、平成24年1月1日以降は型式失効となった。そして、旧規格の消火器は、消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴う消防法施行令第30条第2項及び危険物の規制に関する政令第22条第2項の技術上の基準に関する特例を定める省令(平成22年総務省令第112号。以下「総務省令」という。)により、令和3年12月31日まで設置可能とされた。

ところで、工業高等学校において設置されている消火器143本の規格について確認したところ、監査日(令和4年5月13日)現在、旧規格の消火器が1本設置されていた。この点については、令和3年8月及び令和4年2月に実施された、表2項番1にある消防用設備等の点検においても指摘されていた。

前述のとおり、旧規格の消火器は、総務省令により設置可能期限が令和3年12月31日までと定められ、それ以降は消火器として認められないものとなっているにもかかわらず、設置可能期限以降も引き続き設置されている状況は適正でない。

学校は、適正な消火器を設置されたい。

東部学校経営支援センターは、学校の消火器の維持管理について学校を支援されたい。
部は、消火器の管理について学校を指導されたい。

(教育庁)

イ 消火器の適正な設置、避難経路の確保を行い、消防用設備等を適切に管理すべきもの

消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第9条第4号では、消火器を設置した箇所には、「消火器」と表示した標識を見やすい位置に設けることとされており、法第8条の2の4では、学校の管理について権限を有する者は、避難口について避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理しなければならぬとされている。

ところで、八王子高等学校において、化学室に設置されている消火器付近の状況を確認したところ、監査日(令和4年5月17日)現在、次のとおり適正でない状態が認められた。

- ① 消火器の標識が落下しており、全く標識が見えない状態であった。
- ② 消火器が化学室出入口に設置されているカーテンにより半分隠れていた。
- ③ 消火器が机と転倒防止措置がされていない棚の間にあり、机や棚が転倒すれば消火器が見えなくなる可能性があった。

④ 化学室出入口付近に③の机・棚が設置されており、転倒した場合、避難の支障となる可能性があった。

消火器の標識の設置については、令和2年度の消防用設備等の点検で「化学室の消火器標識なし」と指摘されたことを受け、令和3年6月に標識の設置を行っており、その設置時の写真を見ると棚は全く標識は正しく設置されていた。また、令和4年2月に実施された、表2項番2にある令和3年度消防用設備等の点検結果でも不備の指摘はなかったものの、監査日時点で前述のような不適正な状態となっていた。

本事業について、実地監査後直ちに、消火器の適正な設置及び避難経路の確保がなされ、問題点は解消しているが、今後も学校関係者の安全を確保する必要がある。

学校は、消防用設備等について適切に管理されたい。
西部学校経営支援センターは、学校の消防用設備等の維持管理について学校を支援されたい。
部は、消防用設備等の管理について学校を指導されたい。

(教育庁)

(表2) 契約の概要

(単位:円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
1	東京都立工業高等学校設備等管理 保全業務委託	令和3.4.1～令和4.3.31	23,100,000	A
2	都立八王子高等学校外5校 消防用設備等定期点検保守委託	令和3.4.1～令和4.3.31	1,023,000	B

(注) いずれの契約においても点検は年2回実施している。

(繰出)

(3) 建物清掃委託業務について適切な履行確認及び支出を行うべきもの

東部学校経営支援センター及び中部学校経営支援センターは、各学校の建物清掃については表3のとおり委託契約を締結し実施している。都立学校教育部は学校及びセンターを統括していることから、委託に際し、仕様書内容の指導等をしている。

この業務は、表4のとおり主に環境整備(常駐管理業務)、環境整備(日常・年次業務)、及び便所清掃等となっており、各業務の履行確認については、受託者が日々の業務終了後に業務報告書を、毎月業務終了後には委託完了届及び月間作業報告書(以下「完了届等」という。)を学校に提出することになっている。学校は、提出された書類のうち完了届等を検査終了後にセンターへ送付し、センターは、学校から完了届等を受け取った後、受託者からの請求に基づき毎月支払を行っている。

そこで、日々の業務終了後に提出された各学校の業務報告書、毎月業務終了後に提出された両センターの完了届等及び支出状況を見たところ、業務報告書において、表5のとおり次の状況が認められた。

- ① 常駐管理業務や日常・年次業務、便所清掃等の履行記録が一部ない(小岩高等学校、東高等学校、総合芸術高等学校、竹早高等学校)
- ② 便所清掃のA(校舎棟等)とB(グーランド)の区別がされておらず、どちらかもしくは両方を実施したのか不明である(東高等学校)
- ③ 常駐管理業務及び日常・年次業務において終了時間まで勤務していたか不明である(江北高等学校)

このような状況であるにもかかわらず、月間作業報告書には、業務が実施済とされており、これに基づき完了届に検査済とされ、支払が行われていた。

業務報告書の記載内容からは、仕様書に定められた履行の確認ができない、もしくは不十分であるにもかかわらず、月間報告書において業務の実施済を確認したとして、検査完了とし、請求に基づき支払を行っていることは適切ではない。

学校は、業務報告書の記載と月間作業報告書の実施内容を確認し、それに基づき完了検査を行うこと、そしてセンターは、適切な履行確認をするよう学校を指導し、支出することが必要である。

各学校は、適切な履行確認をされたい。

両センターは、適切な学校への指導及び支出を行われたい。

部は、学校が建物清掃委託業務の履行確認を適切に行うよう、また、センターが学校への指導及び支出を適切に行うよう指導されたい。

(教育庁)

(表3) 契約の概要

項目	契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
1	東京都立小岩高等学校建物清掃委託	令和3.4.1~令和4.3.31	5,280,000	C
2	東京都立東高等学校建物清掃委託	令和3.4.1~令和4.3.31	5,382,800	D
3	東京都立総合芸術高等学校建物清掃委託	令和3.4.1~令和4.3.31	5,665,000	E
4	東京都立竹早高等学校建物清掃委託	令和3.4.1~令和4.3.31	5,209,160	F
5	東京都立江北高等学校建物清掃委託	令和3.4.1~令和4.3.31	5,160,000	G

(単位：円)

(表4) 主な業務内容

項目	内容
環境整備(常駐管理業務)	巡回点検 2回/1日 ゴミ捨ての立会い 3日/週 ゴミの計量・搬出 2日/週 植栽管理(点検) 2日/月 等
環境整備(日常・年次業務)	除草、剪定、草刈り 1回/月 粗大ごみ分別運搬 1回/月 建物外清掃(中庭) 毎日 等
便所清掃	Aは校舎棟 1日/週 Bはグーランド 1日/週 Aは校舎棟 1日/週 Bはグーランド 1日/週 等
床及び窓ガラス等清掃	床清掃・ワックス塗布・窓ガラス清掃等 2回/年

(注) 実施回数については、各学校の事情により異なる。

(表5) 業務報告書及び月間作業報告書の状況

校	項目	業務報告書	月間作業報告書	備考
小岩	床・窓ガラス清掃、空調機フィルター等清掃	令和4.3.28～30 記録なし	令和4.3.28～ 3.30実施済	業務実施写真の提出はあるが、清掃業務終了後の保全監督員による確認がなされたか確認が不十分
	常駐管理			
東	ゴミ捨ての立会い 週3回	令和3.8月及び令和4.1月 ～3月の期間記録なし	記録のない期間について実施済	
	植栽管理（点検） 5.6.8.9月は毎日、その他は月2回	記録確認可能日 (令和3.7.15.7.28.10.7. 令和4.1.12.3.14)	年間を通して実施済	
	植栽管理（水やり） 随時	令和3.4月～6月、令和3.12月～ 令和4.2月の期間記録なし	記録のない期間について実施済	
	便所清掃 1日/週	年間を通じA、Bの記録なし	年間を通じA、Bともに実施済	仕様書に定められた様式を裏取りするため、便所清掃はAとBで実施場所が異なるにもかかわらず、どちらを実施したのか確認できない
	日常・年次業務（清掃）			
	建物外清掃(中庭)毎日	記録未確認日 (令和3.7.2.9.2.9.9. 12.8.令和4.1.6.1.11. 3.22.3.30)		
	建物外(ごみ収集所等)毎日	記録未確認日 (令和3.7.2.12.8.令和4.3.22.3.23)	左記記録未確認日実施済	
	建物外(玄関前広場)毎日	記録未確認日 (令和3.7.2.9.2.9.9.12.8. 令和4.1.6.1.11.3.22)		
	建物外(敷地外)毎日	記録未確認日 (令和3.7.2.9.2.令和4.1.6.1.11.2.10.3.22)		
	総括	便所清掃 1日/週	令和3.8.4 A、Bの記録なし	令和3.8.4 A、Bともに実施済
竹早	便所清掃 1日/週	令和3.6.16 Bの記録なし	令和3.6.16 B実施済	
江	常駐管理 日常・年次業務 毎日	令和4.2.4の記録なし	令和4.2.4 実施済	
北	常駐管理	令和4.3.25の業務終了時間記録なし	令和4.3.25 実施済	終了時間まで勤務していた

(注1) 東高校は1年分を、その他の学校は概ね3か月分を抽出して確認した。
(注2) 便所清掃において、Aは校舎棟等便所、Bはトイレ棟等便所を指す。

2 意見・要望事項

(繰出)

(1) 都立学校の屋上・壁面緑化について

都立高校の屋上・壁面緑化(以下「屋上緑化等」という。)は、緑の東京10年プロジェクト(平成19年6月)を契機に平成21年より始まったものであり、都立高校改革推進計画・第一次実施計画(平成24年2月)においても実施計画が示されている。都立学校教育部は、今後各校舎の増改築等の機会をとらえて設置を進めることとしている。
屋上緑化等の維持管理については、都立学校が、「令和3年度校庭芝生化及び屋上・壁面緑化の維持管理について(依頼)」(令和3年1月29日付2教学高第2602号都立学校教育部施設調整担当課長通知)に基づき行っている。東部学校経営支援センター及び中部学校経営支援センターは、都立学校の屋上緑化等に関して設備の管理を行い、美観の維持及び植物の健全な成長を保持することを目的として、表6のとおり屋上及び壁面緑化の維持管理委託契約を締結している。

この業務は、表7のとおり3つの項目からなっており、そのうち植栽育成点検・保守については、仕様書において、受託者は、植栽の育成状況を適宜観察し、学校の保全監督員と各作業の必要性について調整の上、除草、施肥、剪定、害虫の防除、土の補充、補植、(芝のみ)芝刈り、(芝のみ)目土、(芝のみ)エアレーションの作業を行うことと定めている。
そこで、総合芸術高等学校の壁面緑化及び蔵前工業高等学校の屋上緑化の状況を確認したところ、総合芸術高等学校については令和2年5～8月頃から、蔵前工業高等学校については令和3年8月頃から生育不良が始まり、両校とも現在は約1割程度の植栽が生育しているにとどまっていることが認められた。

しかしながら、両校は、生育不良が始まってから監査日現在(令和4年5月26日及び30日)まで、除草以外の作業を行っておらず、また、受託者が保全監督員と施肥や補植等の対応について調整を行った形跡がほとんど見当たらなかった。
このように、植栽の生育不良が長らく続いている中で、仕様書に列挙されている各作業の必要性について、継続して十分な協議を行うことなく、除草以外の作業をしていない状況となっている。

生育不良については、程度や状況に違いはあるが、芝商業高等学校、竹早高等学校においても確認されており、いずれも補植等の対応は行っておらず、作業は除草のみとなっている。
これらの状況は、仕様書において、受託者と保全監督員は各作業の必要性について調整を行うことになっているにもかかわらず、調整が十分に行われていないことから生じた結果であり、その原因は、契約上定められている受託者との調整についての学校の認識が不足していることや、報告書様式に調整結果を記録する欄がなく、各学校の緑化状況に応じた作業計画書(工程表)が存在しないなど、学校が受託者と調整を行っていく上で必要な項目が仕様書に含まれていないことなどにより調整が形骸化しているためと考えられる。

都立高校の屋上緑化等については、施策開始から10年以上経過した現在、各学校において、校舎の構造、日照や大雨等自然条件、近隣環境等を原因とする生育不良や枯損等の課題も浮き彫りになりつつある。

しかしながら、施策が始まってからこれまでの間、部は、屋上緑化等について各学校の現状把握や課題の整理、事業見直し等の検証を積極的に行っておらず、両センター及び各学校も現状を改善するための対応を行っていない。

部、両センター及び各学校は、連携して屋上緑化等の目的や効果等について総合的に勘案し、各学校の現状について検証を行った上で、契約や事業計画の見直し等の検討を行うことが望まれる。

(教育庁)

(表6) 契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
1	都立大崎高等学校外14校 屋上及び壁面緑化維持管理委託	令和3.4.1～令和4.3.31	3,157,000	H
2	都立白鷺高等学校外5校 屋上緑化維持管理委託	令和3.4.1～令和4.3.31	871,200	I
3	都立三田高等学校外7校 屋上緑化維持管理委託	令和3.4.1～令和4.3.31	1,478,400	J
4	都立新宿山吹高等学校外4校 屋上緑化維持管理委託	令和3.4.1～令和4.3.31	825,000	K

(表7) 業務内容 (抜粋)

項番	項目	回数	内容
1	植栽育成点検・保守	毎月1回	植栽の育成状況を適宜観察し、保全監督員と各作業の必要性について調整の上、下記の作業を行うこと。 ア 除草 イ 施肥 ウ 剪定 エ 害虫の防除 オ 土の補充 カ 補植(学校対象面積の1割を限度) キ 芝刈(芝生部分のみ) ク 自主(芝生部分のみ) ケ エアレーション(芝生部分のみ)
2	灌水装置点検・調整・保守	年7回	灌水装置の点検・調整
3	排水ドレン点検・清掃	年7回	排水ドレンの点検・清掃

(注) 回数については各学校の事情により異なる場合がある。

労働委員会事務局

1 指図書事項

(歳出)

(1) 端末のデータ消去に係る確認を適正に行うべきもの

局は、新型コロナウイルス感染症対策のため、試行的に一部の労働委員へタブレット電子端末(以下「端末」という。)を配布し、労使関係の調整に関するオンライン会議やメール連絡に使用するものとして、表1のとおり端末の借入れ契約を締結している。

当該契約の仕様書では、契約相手方(以下「貸貸人」という。)が、契約満了時に端末利用者が端末に残したデータを復元できない形で消去し、データ削除完了証(以下「完了証」という。)を提出するよう定めている。

ところで、「サイバーセキュリティ安全管理措置・実施手順策定ガイドライン」(令和2年9月28日施行版、戦略政策情報推進本部、以下「ガイドライン」という。)では、業務用端末等(注1)が不要になった場合やリターン返却等を行う場合のデータ消去について、OS(注2)の機能による初期化だけではなく、ハードディスク内に情報が残ったままとなり、再度、情報が復元される可能性があることから、データ消去ソフトウェア、データ消去装置の利用等による消去のほか、物理的又は磁気的な破壊などにより、当該機器内部に保存された一切の情報が復元困難な状態となるまで実施し、情報が漏えいするリスクを可能な限り低減しなければならぬとしている。

そこで、貸貸人が局へ提出した完了証(令和4年3月31日付け)を確認したところ、消去方法は端末操作で行うOSの機能による初期化のみであり、ガイドラインを踏まえたものとなっていないかった。

このことについて、局は、監査質疑を受けて、改めて貸貸人に聞き取りを行い、貸貸人が完了証に記載の処理に加えて、データ消去ソフトウェアを使用し、当該機器内部に保存された一切の情報が復元困難な状態となるまで削除していたことを確認し、新たな完了証(令和4年5月30日付け)を受領したとしている。

しかしながら、契約満了時に、重要性及び機密性の高い情報が含まれたデータ消去について、貸貸人がガイドラインで定める方法によらずに、OSの機能による初期化のみを行っていたことをもって、局が履行確認を行い、合格としたことは適正でない。

(労働委員会事務局)

(注1) 業務上利用することが許可されたパソコン、モバイル端末等

(注2) オペレーティングシステム。端末に組み込まれたシステムで、主な機能は、ファイルシステムなどの補助記憶装置管理、仮想記憶などのメモリ管理、マルチタスクなどのプロセス管理などがある。

(表1) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
i Pad の借入れ	令和3.8.1～令和4.3.31	641,795	A

(単位：円)

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
一九〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

